

舞鶴港和田地区臨港道路新設工事（臨港道路上安久線）に係る

本日の事業説明会は、土地収用法施行規則第一条の三

第一項第一号の規定により打ち切りました。

国土交通省 近畿地方整備局

舞鶴港湾事務所